

むつ市議会第240回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和元年6月20日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）4番 工藤祥子 議員

（2）1番 原田敏匡 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
6番	目 時 睦 男	7番	野 呂 泰 喜
8番	石 田 勝 弘	9番	菊 池 広 志
10番	東 健 而	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹二郎	17番	佐々木 肇
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	川 下 八 美
22番	半 田 義 秋	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	鎌 田 ち よ 子
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗一郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	民 生 部 長	中 里 敬
福 祉 部 長	瀬 川 英 之	健 づ く 康 り 推 進 部 長	佐 藤 孝 悦
子 ども じょうもい 部 長	須 藤 勝 広	経 済 部 長	佐 藤 節 雄
都 市 整 備 長	光 野 義 厚	川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂
大 畑 庁 舎 長	立 花 一 雄	脇 野 所 沢 庁 舎 所 長 経 済 部 長 シ ー ン プ ロ ン モ ー テ ー ヨ ン 推 進	浜 田 一 之

計者	野	藤	賀	範	選委事	木	村	善	弘
理	田	中	宏	司	農委事	金	浜	達	也
員長	松	谷		勇	農委事	濱	谷	重	芳
局長	角	本		力	公局下部	千代	谷	賀	士子
部長	中	村	智	郎	総副市公	藤	島		純
部策監	工	藤	淳	一	企政推企課	菅	原	典	子
画部策監整長	木	下	尚	一郎	福政推福課	杉	澤	一	徳
部策監策長	野	坂	武	史	教委事政推総	石	橋	秀	治
画部策監整長	木	村	公	子	企政市課	柳	谷	恭	子
部策監策長	鈴	木	明	人	健つ推健つ推	品	木	貴	子
画部策監整長	柏	谷	圭	則	企政企調主	井	戸	向	秀
画部策監整長	畑	中	佳	奈	教委事総主				明
部策監策長					総総主				

事務局職員出席者

事務局長	金	澤	寿々子	次	長	高	杉	俊	郎
総括主幹	青	山	論	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜希子	主	査	井	田	周	作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、工藤祥子議員、原田敏匡議員の一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（白井二郎） まず、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第240回定例会に当たり一般質問を行います。

青森県は、昨年11月9日から12月7日まで、県内在住の小学5年生と中学2年生、その保護者を対象に5,187世帯、1万374人を対象に子どもの生活実態調査を行い、ことし3月に公表しました。

県の初めての調査です。子供の貧困は、単なる経済的困窮だけにとどまらず、さまざまな要因が複合的につながると言われていることから、多面的に把握するために3つの要素を設定しています。

1つは、所得が国民生活基礎調査の貧困線の基準を下回る世帯、2つ目は、公共料金や家賃等の生活費が経済的理由で払えなかった経験、3つ目は、毎月小遣いを渡す、自分の机があるなどの体験や所有物の欠如の3要素で質問し、該当項目の数で2つ以上が困窮家庭、1つが周辺家庭、ゼロが一般家庭と分類しています。その結果、困窮家庭は13.2%、周辺家庭は18.2%、一般家庭は59.0%、無回答9.6%でした。注目されるのは、困窮家庭で、生活面で過去1年間に金銭的理由で食料品を買えなかった（「時々」、「まれに」を含む）と答えた世帯が7割、子供を医療機関に受診させる必要性を感じながらもできなかったという世帯が26.8%という回答があったということです。困窮家庭の子供は、自分を価値ある人間だと思ふ子の割合、学校の授業がいつもわかる子の割合、将来大学に進学できると思ふ子の割合が低いということも明らかになりました。

県は、貧困の連鎖解消に向け分析を進めて事業を実施していくとしています。

第1の質問は、この結果を受けとめ、今後のむつ市の施策にどのように生かしていくのかお聞きいたします。

第2の質問は、就学援助制度についてです。この制度は、憲法26条の教育を受ける権利、義務教育は無償の原則に基づく制度です。学校教育法第19条は、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」としています。対象は、生活保護が必要な要保護世帯と、これに準じて市町村が定める準要保護世帯があります。就学援助の取り組みの実施主

体は市町村で、準要保護世帯については対象額や申請手続、補助の方法等に違いがあります。認定基準として、生活保護の1.2から1.5倍という基準をとっている市町村もありますが、むつ市は保護者の住民税所得割が非課税、または失業中の世帯等が対象となっています。

ここ数年、国の就学援助実施状況等調査が行われ、取り組みの充実が図られてきました。むつ市も市民の声、全国の運動の広がり等で中学校入学、小学校入学とも、これまで入学準備金の支給が入学式後の7月支給でしたが、ことしの春から両方とも入学前に早まり本当によかったと思っています。

要保護世帯は、国が半額補助しますが、準要保護世帯については、2004年から用途を限定しない交付金となり、補助金が大幅に削減されました。全国で2015年度に就学援助金を受けた児童・生徒は、要保護、準要保護の合計で148万5,086人、援助率は15.43%、約6人に1人が利用ということになっています。

むつ市の取り組みについて要望したいことがあります。それは、就学援助制度のお知らせに「経済的にお困りの方々に対して、学用品費や給食費等を援助する制度」と紹介されています。周りの目を気にせず、利用しやすい表現にすべきではないでしょうか。

また、国の示す支給単価が上がり、それに合わせ、支給額を引き上げた市町村がふえてきています。特に入学準備金の増額が進んでいます。入学時には多額の費用が必要です。実態に合わせ、児童・生徒が安心して学べる制度の充実を求めて、支給額の増額を求めますが、いかがでしょうか。

第3として、高校通学スクールバス代の支援についてです。ことしの春から大湊高校川内校舎が募集停止となり、この問題は新しい段階に入りました。確かにここ数年、川内中学校、脇野沢中学

校から大湊高校川内校舎への入学希望者は少なくなりましたが、将来の進路、希望する部活等、保護者の考え方があっての選択と思います。川内校舎進学という選択肢がなくなり、経済的負担等を背負っている保護者がいると思います。

昨年この問題を取り上げ、青森県以外の高校通学支援を紹介しましたが、青森県内でも通学費を支援する町村が出てきています。県庁の高等学校教育改革推進室から聞いたところ、今別町、六ヶ所村、東通村です。今年度のむつ市内の高校に通学しているスクールバスの料金を調べてみましたが、脇野沢庁舎から田名部高校まで年間36万円、1カ月3万円、むつ工業高校まで34万8,000円、1カ月2万9,000円、大湊高校まで31万2,000円、1カ月2万6,000円です。川内地区からは、田名部高校まで年間33万6,000円、1カ月2万8,000円、そしてむつ工業高校、大湊高校と少しずつ下がります。城ヶ沢地区からは、田名部高校まで年間26万4,000円、むつ工業高校、大湊高校と同様に少しずつ下がります。

バス会社の料金設定は規定どおりで、少しでも利用しやすいようにと保護者の要望を受け入れ、片道利用を可能にしたり、分割払いにと努力していると聞いています。帰りは部活の生徒用、部活なしの生徒用と2便出ています。九艘泊、源藤城の生徒は、脇野沢本村まで保護者が送迎し、スクールバスにつないでいます。湯野川の生徒は、むつの高校まで送迎しているそうです。大畑の場合は、距離も短く、利用者が多いということもあり、むつ工業高校、大湊高校行きのスクールバスは年間17万円弱と聞いています。田名部高校へは定期バスで年間17万円ぐらいだそうです。この通学費に対して何とかしてほしい、必死になって負担しているという保護者の切実な声はやみません。県内の町村でも、支援に踏み出しています。行政でも切実な保護者の声を受けとめて、支援に踏み出

していただけないものでしょうか。今年度の市長の施政方針は、「くらし」応援でした。

第4は、広報むつにむつ市の歴史や文化を紹介するページを設けることについてです。県内10市の中で歴史、文化の常設展示館のない唯一のむつ市です。言うまでもなくむつ市には、貴重な文化財があり、調査研究も続けられています。気軽にむつ市の歴史、文化に触れていただけるように広報むつのページを利用することにより、むつ市民に知っていただく機会になると思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。少しでも前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、子育て支援についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、教育行政についてのご質問にお答えいたします。高校通学費の支援につきましては、むつ市議会第232回定例会及びむつ市議会第237回定例会一般質問において答弁したとおり、高等学校の設置者であります青森県が果たすべき役割だと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、広報むつについてのご質問にお答えいたします。広報紙は、市民の皆様と市政をつなぐ最大のツールであり、むつ市総合経営計画におきまして、「広報広聴の充実」として、迅速で的確な広報活動の推進に取り組むこととしております。

広報むつは、「みんながつながるむつ市の総合情報誌」となるよう、市民の皆様の活動と市の取り組みを紹介する特集記事、各種情報やイベントを紹介するインフォメーションなど、旬の情報を掲載することを編集方針としており、特筆すべき

情報があったときには、できるだけ速やかに掲載するよう努めております。

しかしながら、紙面に限りがありますことから、掲載できなかった記事についてはホームページを活用することで情報を発信しております。むつ市の文化財等につきましても、ホームページに詳しく掲載されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度についてのご質問の1点目、市民への就学援助制度のお知らせ文書の表現についてお答えいたします。就学援助制度の根拠法令である学校教育法第19条には、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とあり、お知らせの表現は、この制度の趣旨を周知するための表現であります。今までこのことが就学援助申請の妨げになっているという相談やご指摘もございませんでした。

また、就学援助の認定率についてであります。平成30年度は要保護、準要保護を合わせまして、全児童・生徒に対する割合が13.27%となっております。年々上昇している状況にあります。

次に、ご質問の2点目、準要保護世帯への支給金額をふやすべきについてお答えいたします。準要保護制度の支給額のうち、新入学学用品費につきましては、今年度の予算措置において、既に令和2年度の新入学の児童・生徒から増額支給することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

市では、子供の貧困対策のため、「青森県子どもの貧困対策推進計画」の「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの基本方針に基づき、各種施策に取り組んでまいりました。

「教育の支援」では、関係機関と連携し、子育てや就学などに関する相談体制の充実や特別支援教育に関する支援の充実などに取り組んでおります。

「生活の支援」では、ひとり親家庭の子供が保育所などを優先的に利用できるような基準の設定、延長保育や一時預かりなどの多様な保育サービスの展開、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、保護者の子育てに関する不安や負担の軽減に努めております。

保護者に対する就労の支援としては、生活困窮者や生活保護受給者、ひとり親家庭に対する就労支援などを実施しております。

経済的支援としては、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や医療費給付事業、低所得者への就学資金の貸し付けに係る情報提供などを行っておりますので、今後も青森県子どもの生活実態調査の結果も踏まえ、4つの基本方針に基づき各施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ご答弁ありがとうございます。それでは、順番に再質問したいと思います。

今子どもみらい部長のほうから答弁がありました。さまざまな施策をしているということでしたが、新しい支援については、この結果についてこれから施策を具体化するということですのでよろしいですね。そういうふうにとめました。

県のほうでも、確かにこの調査結果を青森県子どもの貧困対策等推進委員会に報告しているということでしたが、この委員長を務めた方は、困窮

家庭の割合について、多いとしたうえで、困窮世帯に限らず、社会的に弱い立場にある人も含め、本当に支援が必要なところにきちんと届く制度や仕組みが必要と指摘したというふうに報道されています。

むつ市も、この初めての県の貧困調査を踏まえて、より具体的な仕組みと、そして制度をこれからもつくっていただきたいということを今この場所では要望したいと思います。

そして、2番、3番は、この制度や仕組みを具体化していく、その方針を踏まえて具体化していかないかなという期待を持って第2番目に移りたいと思います。

それでは、次に就学援助制度についてということです。市民への就学援助制度のお知らせ文書の表現についてということで、確かに学校教育法の第19条には、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」、このような条文があります。しかし、お知らせについて、「経済的に困りの方々に対して援助する制度」ということを大きくうたっていますけれども、この文書を見てちゅうちょする方もいるのではないかなという心配があります。

沖縄県の調査の例があります。沖縄県では、2018年度にこの就学援助制度について調査しています。そして、小学校1年生の困窮層では、制度を利用する人がまだまだ少ないということで、利用していないのはどうしてかということで、申請していない人の意見を聞いています。「必要であるが、周囲の目が気になった」と答えた人が困窮層で5ないし10%いるというふうなこのアンケート調査が出ています。

そして、沖縄県の教育委員会では、この結果等を踏まえて、就学援助のCM、テレビコマーシャルを始めています。支援が必要な子供に届くよう

にということで、2016年にスタートしたそうです。1月から3月まで「学ぶこと、それは子供の権利、安心して学べる環境をつくるために就学援助制度があります」と制度を憲法で言う権利としてコマースシャルを流しています。この結果沖縄県では、この就学援助制度を受ける人が2割台に上昇したと聞いています。

今までこの制度を周知するうえで妨げになっていないというような教育長の答弁でしたけれども、むつ市の就学援助を利用している方が13.27%、しかし全国的には15.43%なのです。青森県は18.66%なのです。むつ市は、本当に少ないと思うのですが、この結果についてどのように思っていますでしょうか。就学援助制度を利用しているパーセントが少ないということは、本当にむつ市の人たちは所得が多いということなのか、周知に問題があるのか、そういうふうな分析をしたことはありませんでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

分析をしたことがあるかということでございますが、分析はしたことはございません。ただ、先ほど壇上でも申し上げましたように、年々この準要保護の就学援助制度をご利用されている方がふえているというふうなことは事実であろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 分析したことがないという答弁でした。しかし、むつ市でもだんだんこの制度を利用する人がふえているという現実はあるそうですけれども、まだまだむつ市は利用者が少ないということは、もっともっと分析して周知するという方法を努力していただきたいなと思っております。

そして、この就学援助制度の捉え方ですけれど

も、根本は憲法に基づくものだと思います。憲法第26条「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」、この憲法に基づいて学校教育法ができています。この憲法に基づいて学校教育法ができています。まずその基本的な認識について答弁をお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

憲法第26条のこの解釈ですけれども、これは昭和39年の最高裁判例ですが、義務教育を無償とするという部分は、あくまでもこれ授業料の部分だというふうに解釈されていますので、その他の部分については、これは無償としなければならないことを定めたものと解することはできないと、明確に最高裁判例でそのようになっております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに現実を見ると、そうなっているかもしれません。しかし、研究者の中には、就学援助制度の制定過程の検討を行った藤澤宏樹さんという方は、もともと義務教育無償の「第一歩」として始まった就学援助制度は、たび重なる改正の中で「第一歩」認識が消滅し、就学困難な児童・生徒の「恩典」、情けある取り扱いへとかえられてきたと、このような指摘もあって、そして就学援助制度は義務教育無償化と一体的に考えていく必要があると示しています。

確かにさまざまな見方があると思います。これは、またここでは深入りはしません。しかし、それにしてももう少し、少しでも利用しやすい制度へ改善していく、気軽に使える制度へ改善していく、そのような努力は必要ではないかなと思っています。

各地域の例を調べますと、案内文と申請書が一

緒に届く、そして申請書を出す保護者、出さない保護者ということで、ここでちょっとちゅうちょするという、そのような場面もある、考え方もあるということも聞いています。だから、案内書と申請書を受け取ったら、受けないにしても申請書を全員に出していただく。このように、差別感が広がらないような配慮をした方法を行っているところもあります。

そして、この文章については、「経済的に困りの方に対して」という文面を本当に小さくして、「皆さんの子育てを経済的に応援する制度です」と打ち出して、大きく書いて、そして該当する世帯の所得の目安額を書く、このような工夫をして援助する人たちに配慮しているという、そのような方法もとられています。

先ほど紹介しました沖縄県のテレビコマーシャルの例も、一般的に受けることができるのですよ、このような条件の方が一般的に受けることができるのですよ、ということで流している。こういうことで低所得者の人に対する配慮が行われているということを申し上げて、むつ市もそのような配慮をしたうえでの就学援助制度の充実に努めていただきたいと思います。

そして、2番目に移ります。準要保護世帯への支給額をふやすべきということでは、今年度の予算に盛り込まれているということで、これも本当によかったなと思っています。この背景には……

（「反対しているべ」「反対した」
の声あり）

○4番（工藤祥子） えっ、いや、反対……

○議長（白井二郎） 個人的に話をしないでください。

○4番（工藤祥子） 全てに対しては反対していません。

そして、準要保護世帯の支給額、入学準備金を入学前にということでは、単価の見直し、これは

国の通知等が平成29年末に来ているというふうなことで、どんどん広がってきたなということ、国の貧困調査の結果の施策が、本当に地方までだんだん影響してきているなということを感じて、国の努力も認めます、確かに。

そして、この就学援助金の補助対象になったのは、2017年度からということも背景大きいと思います。ともかく、この就学援助金が4万円台に上がったのでしょうか。具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

新入学学用品費のことになりますけれども、小学生は2万円から4万円に、また中学生は2万3,000円から4万6,000円に増額となっております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ありがとうございます。国の施策が2019年度からまた就学準備金、国の基準として5万円台に上がっていると思います。このことについても、むつ市も国の基準に準じて上げていただくということをまず次の機会、次の予算に反映していただきたいということを要望いたします。

それから、2010年度には、支給項目がクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等も加わったということになっていますが、むつ市は依然として項目がふえていないのですが、このことについての受けとめ方はどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まずご質問は、支給費目をふやすべきではないかというふうなことだろうと思いますが、この準要保護者に対します援助、これは国の基準というふうなものがそもそもございません。そういう意味からいきまして、あくまでもこれは市の裁量に

よって認定基準、そして援助費目など、その内容を定めております。したがって、これは全て一般財源で対応しなければならないというふうな制度でございます。

そうしたことから、ご要望等も考慮させていただきながら、できる範囲、いわゆる市の財政が許す範囲、そういうふうな中で支援を継続してまいりたいというふうな考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに準要保護については、市の裁量で行うということになってはいますが、国のほうから各都道府県に通知が来ているということ調べてみましたらわかりました。要保護に対する単価が上がれば、準要保護に対しても、その単価に準じて配慮してほしいという、都道府県から各市町村の教育委員会に配慮してほしいという、そういう指導をしてほしいというような文書が上がっています。確かに裁量権は市町村ですが、そのような通知も配慮したうえで、どんどんこの就学援助制度についての改善をしていただきたいなということを思っています。

就学援助制度も確かに少しずつはよくなっているのですけれども、もう少し保護者に対する配慮、そして国の動きに対するさまざまな数字を受けとめて、一つ一つ前進していただきたい。初めてことし県の調査結果が出ましたので、それを受けとめて取り組んでいただきたいということを申し述べて、この問題は終わりたいと思います。

3番目に教育行政についてです。高校通学、スクールバス代を支援すべきについてです。確かに前回も県の果たすべき役割という答弁をいただいています。しかし、私が今回3回目取り上げたのは、募集停止で新しい段階に入ったということ、そして県内でも足を踏み出す町村が出てきているということを知ったということです。

そして、高等学校教育改革推進室からいただいた資料をちょっと紹介してみたいと思います。今別町の例です。この今別町には、青森県立青森北高校の今別校舎が今もあります。しかし、現在は生徒数が減少して、なかなか存続が難しいなという悩みがある、そういう学校です。それでも今別町は、北海道新幹線、JR津軽線、JR奥羽本線及び青い森鉄道を通学のために利用する高校生に対して通学定期券の購入に関する費用の一部を助成しています。助成しているのは、通学定期券の3分の1、自己負担は3分の2だそうです。

それから、六ヶ所村について紹介いたします。六ヶ所村には、六ヶ所高校があります。そして、六ヶ所高校に通学する生徒のバス代の一部に対しても支援しています。1カ月の路線バス定期券相当の3分の2を助成しています。自己負担は3分の1です。生徒数の半分より少し多い生徒が地元の六ヶ所に通っています。そして、私びっくりしたのですけれども、六ヶ所以外の高校へ通っている人にも助成があるのです。六ヶ所村の自宅から村外の高校へ通学する生徒へも通学費の一部について補助するというので、バス代、または下宿をしている子供に対しても毎月7,000円の補助を出しています。

次に、東通村です。東通村は、スクールバスの補助を2分の1補助しています。人数と、バスに乗る場所によって金額が違うそうですが、下北交通と教育委員会と契約を結んで、2分の1を生徒に助成しているそうです。保護者の送迎、下宿をしている家庭にも5,000円補助しているようです。

このように、本当に保護者に寄り添った温かい支援をしています。県の責任だということで、今市長はおっしゃいましたけれども、ほかのほうでは県の配慮が足りないから、本当に保護者に一番身近な行政、自治体が保護者の気持ちに寄り添って補助を出している温かい姿勢で行っています。

自治体というのは、住民の皆さんの安心安全、福祉の向上に努めるというのが基本的な姿勢だと思います。経済的に困っている人たち、必死で頑張っている保護者にもっともっと寄り添って施策を行っていただきたいということを本当に私は思いますが、どうでしょうか。最後に市長のご決意、「“くらし” 応援予算」を出した市長として、県内でもこのような支援に踏み出している、このことに対する思いはどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回の就学援助に関して言いますと、非常に工藤議員の質問というか要望には矛盾を感じざるを得ない部分があります。就学援助について増額を要望されていましたが、既にもう予算で我々増額しています。その予算には反対されているのです。そして……

（「一部反対です」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） いや、一部ではなく全部に反対されているはずですよ。

（「いや、全部じゃない」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） 一部に反対ということはできません。

そして、スクールバスの助成についても、これなぜ六ヶ所村がそのような形で十分な助成ができるかといえば、これは核燃交付金を原資としてやっているわけでありまして。ですから、そういうことについても基本的には反対の姿勢を示されているということであれば、要望自体が非常に矛盾しているのと同時に、非常に無責任だというふうなことを言わざるを得ません。

スクールバスの件に関しては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

市長が先ほど答弁いたしましたとおり、高等学

校の設置者であります青森県が果たす役割と考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私たちは一般会計予算に反対しているのは、全てに反対しているわけではありません。予算の使い方について一部反対しているだけです。

そして、むつ市は24億円核燃マネーが入っています。核燃マネーをどう、いかに使っていくか、もっと暮らし応援に使うべきだという意味で私たちは指摘しております。

（「賛成している」の声あり）

○4番（工藤祥子） いや、全て賛成ではありません。

（「核燃マネーを使うべきだ」の声あり）

○4番（工藤祥子） いや、全て反対しているわけではありません。

それから、今別町は核燃マネー入っていないと思います。入っていないところでも、こういうふうな施策をしています。全て県がやることだということではねつけるのは、私はこれはおかしい考え方だと思っています。

子供の医療費の問題でも、青森県は本当に就学前の子供にしか予算を出していませんけれども、青森県内の市町村は、これではだめだということで、高校までも広げています。ですから、県がやっていないということだけで、県の責任だということだけでむつ市がやらないということは、本当にむつ市民の立場に立った施策をやっているのか。いや、全てとは申しませんが、このような市民に寄り添った市政という点では、少し欠けているのかなというふうな気がいたしますので、私は指摘したいと思います。

現実には、もう高校生を持った親たちからは、本当に何とかしてほしい、そういうふうな声をたく

さん聞いています。そして、力のある方、条件のある方は、むつ市の高校にやっても大して困らないのかもしれませんが、本当に米代さえも削って、そして必死で歯を食いしばって上げているという声も聞きました。

二、三日前ですけれども、子供がたくさん御飯を食べる、米を食べるということに対して、本当に子供のたくましい成長に対してうれしさを感じるとともに、もうこれ以上御飯を食べると米代が大変だということで、食べるなどは言えないから……

(「議長」の声あり)

- 4番(工藤祥子) 食べるなどは言えないので、おなか大丈夫ということでは……
- 議長(白井二郎) 工藤祥子議員、通告内容に従って質問してください。
- 4番(工藤祥子) これは、通告です。だから、本当に脇野沢地区、川内地区から通っている親たちが必死で高校生の通学……
- 議長(白井二郎) 工藤祥子議員、何回も言いますが、通告に従ってきちんと質問してください。内容と違うところがたくさんありますので、発言にはご注意願います。
- 4番(工藤祥子) 高校生の通学費に対して支援していただきたいということ……
- 議長(白井二郎) 議長のお話を聞かないのであれば、一般質問をとめますよ。

(「今議員もバスの話ししているから大丈夫」の声あり)

- 4番(工藤祥子) だから、バスの通学費について、このような声があるということを私紹介しただけです。

それでは、最後に移ります。最後、広報むつの中にむつ市の歴史・文化紹介のページを設けるということで、ホームページに詳しく掲載しているということでした。ホームページを見ている方は、

本当に一部だと思うのですけれども、むつ市では大体どのくらいの方がホームページを見ているというふうに思っているのでしょうか。

- 議長(白井二郎) 企画政策部長。
- 企画政策部長(吉田和久) お答えいたします。閲覧数ということのお尋ねでございましょうか。済みません、閲覧数につきましては、後ほどお答えいたします。至急調べます。お待ちください。
- 議長(白井二郎) 企画政策部長。
- 企画政策部長(吉田和久) お答えいたします。

公式ホームページのアクセス数でございますが、平成30年度におきまして、総アクセス数は227万6,324アクセスとなっております。

以上でございます。

- 議長(白井二郎) 4番。
- 4番(工藤祥子) 私はこの数字を見ても、本当に多いのかどうか、ちょっと私は認識できないのですけれども、でもホームページがあるから必要ないということには私当たらないと思います。それでは、ホームページを見ている方に対して広報むつは必要ないという考え方にもつながるのではないかなと思っています。

もっともっと気軽にむつ市の文化に触れていただきたい。ホームページだけでなく、広報むつの中で、毎月でなくても、資料展示室がない唯一のむつ市として、もっともっと気軽に、このむつ市の研究を一生懸命している方がいます。発掘調査もしています。そして、講演会も開かれています。だから、もっともっと気軽にこのむつ市の文化財等に触れて、むつ市に対する誇り、むつ市への愛着がこういう中でふえるのではないかなと私は思っています。

私の前の質問に対して、文化行政に対して、文化財の散逸を防ぐ対策等に対してということでの答弁は、「調査に対応するだけの人数の確保が難

しい」、「所有者の方々からの情報提供に応じた調査のみ実施している」、そういう消極的な受け身の姿勢だと思います。そして、だから広報むつの中で発信していく、広報むつを利用して手軽にむつ市の文化、歴史に触れていただく。こういう中で、ああ、むつ市はこういうふうなすばらしい歴史があるのだ、こういうふうな活動をしているのだということがわかると、私はこの教育行政に対して協力する方がもっともっとふえていくのではないかと、そのように思います。

ホームページ、私もあけてみましたけれども、資料の受け入れ、昔の写真等の受け入れ等についてアピールしていました。このアピールをホームページだけに終わらせることなく、この広報むつ、その中でも気軽に発信していただきたい。文化の発信の大きな手段として、私は活用しないという手はないと思うのです。もう一度答弁お願いいたします。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

先ほど市長もご答弁いたしましたとおり、当市の広報むつにつきましての編集方針というものは、まず旬の情報を掲載するという中で行っております。また、どうしても紙面に限りがあるという制約もございますので、その中で紙面を組んでいると。

文化財、歴史や文化ということにつきましては、これまでも、例えば特集記事におきまして、「つなぐ 川内」という中でも、ひば工房のひば織りなど、また以前は中野沢の猿田彦神社の伝統のしめ縄づくりを紹介する中において、地域の文化や歴史等も紹介しておりますので、そういった旬の情報、また大事な記事を書けなければならない、編集の中で、これをタイムリーに掲げるとということが編集会議の中でなれば、そういった形で広報むつに載せていくということになるかと思えます

ので、まずは編集方針がある中で、それぞれの記事を書いているということをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） むつ市総合経営計画の中にも、まだまだ資料館をつくるという計画は出てきていない、検討しますという、そういう段階ですけれども、その検討する中でも、その土壌、土台をつくっていくという考え方はないのでしょうか。

むつ市、本当にまだまだ文化行政について消極的だと思うのですが、どのようにしてこの文化行政を充実させていくのか、その第一歩としての施策がないのかということをお部長のほうから聞きます。

○議長（白井二郎） 工藤祥子議員、質問中申しわけありませんが、一部通告内容を超えていると認められますので、発言にはご留意のほどよろしくお願い申し上げます。

○4番（工藤祥子） はい、それではわかりました。

では、文化行政について、県内の中でももう一歩おこなっているというのは確実ですので、これをどういうふうにして土台を広げていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 工藤祥子議員、一般質問の内容が範囲を超えておりますので、先ほど申し上げたとおり、発言にはご留意のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

（不規則発言あり）

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） むつ下北には、むつ市を含む下北地域には、さまざまな伝統文化がございます。こうした伝統文化を大切にしながら、これからはしっかりと行政運営をしていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに文化の発信ということでは、広報むつの中では行わない、特集記事として行うという、そういうふうな答弁だと思いますが、私はもう少し特集記事の回数をふやしていただきたい。毎回とは言いませんが、この文化行政が、むつ市がおくれているという、その現実を踏まえて特集記事等をふやしていただきたい。そして、気軽にむつ市の歴史、文化のすばらしさをみんなが感じて、そしてもっとももっとこの文化行政に協力したいなという、そういうふうな広報むつにさせていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（白井二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎原田敏匡議員

○議長（白井二郎） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。会派に属しない議員、議席番号1番の原田敏匡でございます。むつ市議会第240回定例会において最後の一般質問を務めさせていただきます。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、1項目め、持続可能な開発目標SDGsについて質問いたします。最近新聞やテレビ、学校の授業や仕事を通じ、よく聞くようになったSDGsという言葉、とはいえ、日本での認知度

はまだ2割に満たないのが現状です。SDGsとは、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズの略称で、2015年9月の国連サミットで採択され、貧困や格差をなくし、気候変動、健康増進、教育の拡充、経済成長などの課題解決に向け、国連加盟国が2016年から2030年の15年間で達成を目指して取り組む持続可能な開発目標であり、17の目標と各目標を達成するために定めた169のターゲットで構成されております。

2016年3月、日本も政府内にSDGs推進本部が設置されました。また、市内においても市制施行60周年記念冠事業の対象となっている一般社団法人むつ青年会議所が主催する事業「下北体感サバイバルキャンプ」の参加募集ポスターに、事業内容と合致するSDGsの7つの目標のロゴが大きく表示されており、本市でもその取り組みが広がりを見せております。

そこで、SDGsの基本理念に対する本市の考え方とこれまでの取り組み、また今後の取り組みについてお伺いします。

続きまして、2項目め、教育行政について質問いたします。1点目は、教員が取り扱う学校徴収金についてであります。学校徴収金は、学校における教育活動上必要な経費として保護者が負担し、各学校において徴収されていますが、昨今の教員の多忙化問題が指摘される中、その徴収方法や取り扱いが課題の一つとして挙げられています。

教員が本業である授業に専念できる、また教員が児童・生徒と向き合う時間をふやす意味でも徴収業務を見直し、教員への負担をなるべく軽減していく必要があると考えます。

そこで、市内小・中学校の学校徴収金の種類、徴収方法、徴収後の取り扱いがどのようになっているのかお伺いします。

2点目は、第二田名部小学校なかよし会の夏場

の室内環境についてであります。現在第二田名部小学校なかよし会は、学校の空き教室を利用した海組と森組の2組、学校とは別棟のプレハブ建物に空組の計3組で運営されています。建物の構造上、空組の室温が空き教室を利用した海組、森組より大分上がりやすくなっています。

なかよし会の先生方の協力を得て、6月6日から14日まで、午後3時の両方の室温を測定していただいたところ、外気温の平均が18.6度、空き教室を利用した海組と森組の室温が平均で22度に対し、プレハブ建物を利用した空組は31.1度と、その室温差は約8.3度にも及びます。また、空組の最高室温は、6月14日、外気温22.9度に対し、室温は35度となり、今後の夏場の室内環境、また夏休みで多くの時間なかよし会を利用する児童・生徒の体調面が懸念されます。

そこで、これまでも大型扇風機等で対策を行っているところではありますが、さらなる暑さ対策が必要と考えますので、市長のご所見をお伺いします。

3点目は、高校生の文化・芸術・スポーツ活動を応援する支援策の新設についてであります。市では、子供たちの文化、芸術、スポーツ活動の活躍を応援するむつ市子ども夢育成基金を設立し、市内在住の小・中学生を対象に、子供たちの夢の実現を支援し、多くの子供たちが活躍しております。

一方で、高校生にも東北、全国大会、国体、そして世界の舞台で活躍し、多くの高校生がむつ市長特別表彰も受賞しておりますが、現状市には高校生個人に対する支援、補助規程がありません。県また各スポーツ団体や寄附等の補助はあるにせよ、昨今の経済情勢を考えると、親御さんの経済的負担がますます大きくなっていくことは予想されます。

そこで、高校生への文化、教育、スポーツ活動

を応援する支援策の新設を検討していくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

続いて3項目め、福祉行政、今後のひきこもり支援について質問いたします。川崎市での事件後、加害者の親族が行政の支援機関に加害者がひきこもり傾向にあると話していたことが明らかになりました。犯行の動機がわからないこともあり、報道等でひきこもりがクローズアップされ、世間のひきこもりを見る目が非常に厳しくなってきました。それに伴い、ひきこもりの当事者や家族らの団体が相次いで声明を発表しています。

ひきこもりへのイメージがゆがめ続けられれば、当事者や家族は追い詰められ、社会につながることに不安や絶望を深めてしまいかねない、こういった当事者や家族の心情から、不幸にも事件が事件を呼ぶ形で、元農林水産事務次官の事件につながっていったのではないのでしょうか。

このような連鎖は、繰り返してはならず、社会への生きづらさ、悩みを抱える人や家族の苦悩を理解し、支援策を講じていく契機にしなければならないと考えます。

ひきこもりは、年代、原因、家庭環境など、多様な課題から一人一人状況が違うこともあり、その支援体制は大変難しい事案であることは理解しています。しかし、今回の事件を受け、さらに悩みを抱えてしまった方々の相談しやすい環境づくりは急務であり、市としても真正面から向き合わなければなりません。

そこで、まず平成31年3月に策定されたむつ市地域福祉計画の中でのひきこもり支援の位置づけと今後の支援、対応についてお伺いします。

以上、3項目、5点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答え

いたします。

まず、持続可能な開発目標についてのご質問、SDGsに対する本市の考え方と取り組みについてお答えいたします。

国では、今年度まち・ひと・しごと創生総合戦略において、SDGs達成に向けた観点を取り入れたうえで、次期総合戦略を策定すると伺っております。本市といたしましても、SDGsの理念について理解を十分に深めながら、次期総合戦略の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、高校生の文化・芸術・スポーツ活動を応援する支援策の新設についてお答えいたします。市では、これまでもその特定分野において特に顕著な成績をおさめ、さらなる飛躍を目指す方々に対して支援を行ってまいりました。一例を挙げますと、本市出身で陸上競技の400メートルハードル種目で活躍する岸本鷹幸選手がロンドンオリンピックに出場した際には、市民の有志の方々によって岸本選手の活動を支援するための組織が設立され、市としてその活動費の助成を行う形で支援をいたしました。

今後も高校生によらず、岸本選手のように類いまれなる能力を発揮し、オリンピックのような大きな舞台に臨む方々に対しましては、地域を挙げた応援の体制を牽引してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についてのご質問にお答えいたします。むつ市地域福祉計画の中でひきこもり支援は、就労と社会的自立の支援として位置づけ、対象者それぞれのライフステージに応じた相談や就労支援を関係機関と連携して行い、ひきこもりとなっている方が社会的に孤立せず、自立した生

活を営んでいくための切れ目のない体制づくりを目指すこととしております。

今後の対応といたしましては、ひきこもり支援の人材育成として、ひきこもりサポーター養成講座を昨年度に引き続き行うとともに、相談窓口の設置や関係機関とのネットワークの構築を目的としたひきこもり対策推進事業をむつ市社会福祉協議会に委託し、実施することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 原田議員のご質問にお答えいたします。

教育行政についてのご質問の1点目、教員が取り扱う学校徴収金についてお答えいたします。まず、学校徴収金の徴収管理につきましては、働き方改革に関する文部科学省の通知により、基本的には学校以外が担うべき業務に分類され、仮に学校が担う場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲することとされておりますが、本市では組織的及び効率的要因から、業務の一部を教員が行っている状況であります。

学校徴収金の種類についてであります。法令に基づく徴収金として、給食費、日本スポーツ振興センター共済掛金や学校教育活動に係る徴収金としてPTA会費、安全互助会費などがあり、1人当たりの年間平均徴収額は、小学校では約8万円、中学校では約11万6,000円となっております。

次に、徴収金の流れについてであります。ほとんどの学校が集金袋による現金での徴収となっております。各校で定められた集金日までに児童・生徒が集金袋を持参し、学級担任がそれを集め、学校事務職員に手渡し、事務職員が教材費などの支払い業務や会計ごとの銀行口座への入金を行う

手順となっております。

実際の支払い業務や銀行口座への入金作業は、そのほとんどを事務職員が行っている状況にありますが、今後も教員の負担をできるだけ軽減できる方策を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 教育行政についてのご質問の2点目、第二田名部小学校なかよし会の夏場の室内環境についてお答えいたします。

今年度は、校舎内の余裕教室を利用する方向で、既に暑さ対策の観点から、教育委員会、学校と協議を進めているところであります。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。それでは、項目順に再質問させていただきます。

まず、SDGsのほうから質問いたします。本市の策定されているむつ市総合経営計画とSDGsが掲げる持続可能な開発目標、これ当市のこういった形とも大分類似してくる共通の目標ではありますが、むつ市総合経営計画等の本市の施策等、現状でSDGsの目標ターゲットと合致している項目がありましたらお伺いします。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

一例を挙げますと、脇野沢小学校ではドルフィンクラブを立ち上げまして、イルカを通じて海の豊かさを守ろうという取り組みを行っているところでございます。これは、日本ジオパークネットワークや世界ジオパークネットワーク、そしてユネスコの中で言われておりますSDGsの一つの理念を実現するものとなっております、SDGsの指標目標は幅広い分野に渡っておりますことから、市の施策に多く関連している部分があると理解しております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 今ジオパークというキーワードが出たのですけれども、SDGsの169あるターゲットの中には、ジオパーク地域が取り組んでいる活動に関連する項目も少なくありません。SDGsに関するこれらの取り組みが地域で展開されているジオパーク活動とどのようにリンクするかを把握することは、特にユネスコ世界ジオパークに認定された地域については、今後重要になってくる可能性があるといった見解も出されています。

また、日本ジオパーク内にもSDGsの関連性を内外、対外的にも全面的に打ち出している地域も多数あります。来年再認定審査を控える本市でも、ジオパークの部分については積極的にまずSDGsの関連性とリンクさせていく必要があると考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、ジオパーク活動とSDGsというところでございますが、先ほど申しましたとおり、ジオパーク活動の3本柱でございます「保全」、「教育」、「経済活動」につきましては、SDGsの目標の中に既に組み込まれておりまして、下北ジオパークも同様にその活動を行っているところでございます。

活動の周知ということにつきましては、今後広報を含めて積極的に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 平成30年、昨年10月6日、北海道様似町で行われた第9回日本ジオパーク全国大会の基調講演で、世界ジオパークネットワーク協会会長でジオパークの取り組みを始めた人物であるニコラス・ゾウロス氏が、ジオパークの成功

の鍵はネットワーク活動であり、ジオパークは自分たちのためだけに行うものではない、高い品質を維持していくうえで、認定、再認定審査がある、SDGsの取り組みにおいてジオパークは最も有効な例であり、岩のことだけでなく、人類のためになることであると講演を締められました。

SDGsの推進のためには、ネットワーク活動が必要不可欠でございます。産学官を初めとし、市民や各種団体と連携し、今後取り組まれることを期待して1点目の再質問を終わります。

2項目めの教育行政について質問いたします。先ほど教育長のほうから答弁いただきましたが、徴収方法、そして徴収後の取り扱いは各学校共通なのか、その際、教育委員会から例えばガイドライン等は提示されているのか、お伺いします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、学校徴収金の取り扱いにつきましては、各学校共通ではなく、また市としてのガイドラインは示しておりませんが、青森県教育委員会からのマニュアルをもとに、各学校ごとに学校徴収金取り扱いマニュアルを作成し、そのマニュアルに従って取り扱っているところでございます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 答弁で、県のマニュアルをもとに学校ごとに独自に回収して運用しているとお話でしたが、教員の異動とかを考えると、各校、もちろん規模にもよりますが、根本は多分同じような業務になると思うのです。と考えると、各校共通にしたほうが教員の異動した際の戸惑いとか、また管理も明確になる等考えるのですが、将来的にこの辺共通化していく考えはないかお伺いします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

県のほうの教育委員会からのマニュアルをもと

にしておりますので、各学校ほぼ共通のマニュアルということで作成していただいておりますが、やはり学校の事情等により、若干その取り扱いが違う部分はありますけれども、ほぼ同様のマニュアルとなっております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） わかりました。

それでは、これはあくまで確認なのですが、経理を担当する事務職員の答弁もありましたけれども、全学校に事務職員は配置されているのか、まずお伺いします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

全小・中学校に配置されておりますけれども、一部臨時職員で対応している学校もございます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 臨時職員しかない学校もあるという認識でよろしいですか、お伺いします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） 臨時職員で対応している学校はあります。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） わかりました。あくまで確認でした。

それでは、先ほどの答弁だと、ほとんどの現金を取り扱うその業務とかは、経理の事務職員が行っているということだったのですけれども、直接例えば業者と教員が現金のやりとりをする業務もあるのかどうかをお伺いします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

教材等の購入の場合ということになるかとは思いますが、書道のセット、家庭科のセット等の教材販売事業者と保護者が学校を介して直接購入するという場合はございます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番(原田敏匡) そうなった場合、今のケースで言うと、余り例えばの話はしたくないのですけれども、教材費に関して、業者に万が一事故等があり、保護者の方が袋にお金を入れて先生に渡したとき、万が一事故があつて教材が納入されない場合というのは、責任の所在はどこになるのかお伺いします。

○議長(白井二郎) 教育部長。

○教育部長(松谷 勇) お答えいたします。

先ほどの場合ですと、個人の申し込みという取り扱いになりますので、購入に係る責任の所在というのは、保護者にあるものと認識しております。

○議長(白井二郎) 1番。

○1番(原田敏匡) そうすると、そうはいつでも、先生もしくは学校が徴収して、形上、無償とはいえ、先生とかが売買の仲介をするような立場になってしまう、あくまでこれ立場上です、なってしまいますのですけれども、そうなってくると、保護者からは学校または多分教員の責任とか管理体制を問われる可能性もなくはないかなと思います。

そこで、今現在教材費の一部について、教員が直接業者に発注等行っているのですけれども、そういったリスク回避という点、そして教員の負担軽減という観点からも、教員の業務から切り離すべきではないかなと考えますが、見解をお伺いします。

○議長(白井二郎) 教育部長。

○教育部長(松谷 勇) お答えいたします。

教員の負担を軽減するという点で、現在も学校事務職員はでき得る範囲で教員の負担が軽減されるような創意工夫をして事務処理を行っております。教材の発注に関しましても、同様に取り扱っているものと認識しております。

○議長(白井二郎) 1番。

○1番(原田敏匡) わかりました。ぜひそういった形で、先生が現金、袋に入れて受け取るのはシ

ステム上いたし方ないかなという部分もあるのですけれども、そこから先の取り扱いに関して、経理の事務職員を介して全て行っていただけるような体制づくりに教育委員会が指導していただきたいなと思います。

学校徴収金について、最後1点。学校徴収金に関する業務が負担軽減の改善策の一つとして、公会計化が挙げられます。これ以前、岡崎議員も質問していますが、現状この公会計化について、教育委員会でどのように考えているのか、最後にお伺いします。

○議長(白井二郎) 教育部長。

○教育部長(松谷 勇) お答えいたします。

学校徴収金の取り扱い等の事務が教職員の多忙化につながるのことから、軽減対策として給食費等を公会計化する自治体が増加しております。教育委員会といたしましても、このような取り組みは有効な対応策であると認識いたしておりますので、今後当市の実情に合わせた徴収方法のあり方を研究してまいりたいと考えております。

○議長(白井二郎) 1番。

○1番(原田敏匡) わかりました。学校徴収金に関して、未納の保護者への督促や現金を直接扱うことが教員の心理的負担と長時間勤務の一因ともなっているとの調査結果がある一方、管内の現職の教員に直接お話を伺ったところ、その業務自体、教員になったころから行われていることであり、負担云々よりも、もう既にその業務自体が当たり前だという認識を持っていらっしゃるのです。そういった背景からも、保護者の立場も考慮しつつ、教育委員会が主導して負担軽減に向けた取り組みに推進していただきたいなとお願いして再質問を終わります。

次に、第二田名部小学校なかよし会の夏場の室内環境について、今回答弁で今対策を検討中だというお話でしたが、具体的にはどのようなという

形は今お話しできるのでしょうか、お伺いします。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 今年度なのですが、夏休みの期間中、別棟の建物が暑いという状況なので、校舎内の空き教室のほうに緊急的にそこで運営するというをやっております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 先生方も大分喜ぶのではないかなと思うのですが、今年度は一時的移動となりますが、まだ検討していなければあれなのですけれども、来年度からの運用をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

現時点においては、夏場における余裕教室の臨時的な利用について、教育委員会、学校と協議を進めておりますけれども、来年度以降につきましては、利用人数に応じた教室の増設も含めながら、校舎内での教室の運用ができるよう協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。しっかりと今回対策というか、していただいて、大変ちょっと厚かましいお願いになってしまうのですが、今暑いと言われているプレハブの建物、結構広いのです。子供たち、何やるにしても、結構利便性が高くて使い勝手がいいので、大変厚かましいのですけれども、ぜひそこはなかよし会の先生に運用を任せて、ただちに停止というわけではなくて、運用をある程度先生方に任せていただいて、うまく活用していただければなんと最後お願いいたします。

続いて、高校生の文化・芸術・スポーツ活動の支援策の新設については、先ほど市長からの答弁もあったとおりでございますが、ぜひその枠をオリンピックとか国際大会のみならず、財政が許すのであれば、その支援枠を広げていただきたいと要望して終わります。

最後、3項目め、福祉行政について再質問いたします。ひきこもりと8050問題については、昨年12月のむつ市議会第238回定例会の一般質問でも若干触れさせていただきました。その中の答弁で、ひきこもりサポーターの今後の活動は、まずは県で設置しているひきこもり地域支援サポートセンターに登録し、活動を行っていくという答弁がございました。そこで、昨年度実施されたひきこもりサポーター養成講座の総受講者数と、現在まで県のひきこもり地域支援サポートセンターに登録された人数をお知らせ願います。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

昨年の実績といたしましては、30名の受講で22名の方が修了されております。登録につきましては、現在のところございません。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 先ほどの答弁だと、社会福祉協議会さんのほうにひきこもり対策推進事業というのを設置されるというお話だったので、これ県にやっぱり登録する必要があるのですか、それともこちらのほうに登録すればそれでいいような感じもするのですが、その辺の登録をどう考えているかお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 委託の部分なのですが、こちらのほう、ひきこもりの対策の全般的な部分になります。したがって、サポーターの登録の部分も含めた形での取り組みということで委託をしております。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。ちょっと細かいのですが、多分ひきこもりサポーター養成講座を受講されているときに、前か後かは別にして、そういった登録を促すようなアナウンスもされていると思うのですが、実際受講者22名が修了しているという答弁だったのですが、22名、皆さん登録するような感じだったのかどうか、もしわかればお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 登録を促すというところ、詳細についてはちょっと把握はしてございませんが、いずれにいたしましても、サポーターという位置づけから、まずはひきこもりという状態を理解していただくと、そういった方々がふえていくといったところがまずは取り組みの最初になるかと思えます。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 了解いたしました。

内閣府がことし3月に自宅に半年以上閉じこもっているひきこもりの40歳から64歳が全国で推計61万3,000人いるとの調査結果を発表しました。また、15歳から39歳の推計は54万1,000人、40歳から64歳が2018年の調査で、15歳から39歳が2015年の調査で調査時期違うのですが、単純に合計すれば、約100万人を超える推計となります。

そこで、この推計値をもとに、本市の人口に当てはめた場合、むつ市のひきこもりの推計はそれぞれの程度になると見込んでいるのかお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

あくまでも推計値ということになりますけれども、当市におきます40歳から64歳までの人口に当てはめると、280人というふうに推計してござ

います。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 15歳から39歳もお願いできま

すでしょうか。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） そちらに関しては、推計値は持ってございません。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。後ほどでもいいので、もしわかればお教えいただければと思います。

社会福祉協議会さんへ、むつ市ひきこもり対策推進事業を委託するというお話でしたけれども、先ほどの市長の答弁とかぶってしまうかもわかりませんが、委託する際に、市としてこのひきこもりについてどういったビジョンを持って、具体的にどのような方向性を示されているのか、改めてまたお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

市といたしましては、国の生活困窮者自立支援制度に基づいたひきこもり支援対策といたしまして、ひきこもり支援人材の育成、ひきこもり相談支援の拠点づくり、そして関係機関のネットワークづくりに取り組むこととしております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ちなみになのですが、開設予定はいつごろをめどにしているのかお伺い

します。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

今年度中を予定しております。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 県が所管する窓口以外で、今

回みたいに市町村が単独で設置するひきこもりの

相談窓口センターは、現状県内にあるのかどうかお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 現在相談窓口といたしましては、平成28年度から、県におきまして青森県ひきこもり地域支援センターということで、青森市内に2カ所相談窓口を設置しております。

（「市としてあるかどうか」の声あり）

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 失礼いたしました。市としては、現在のところ確認しておりません。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 壇上でも申し上げましたが、多分大変難しい課題であるというのは私も認識しております。もちろん社会福祉協議会さんだけでできることでもないですし、市の職員の皆さんだけでもできることではないと考えています。本当に各方面の連携が必要だと思うのですが、その辺の連携というか、組織とまでは呼ばないですけども、連携をどのように図っていくおつもりなのか、もしわかっていればお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 現在関係機関とそういった連絡協議会的なものをつくれなにかということで、そちらのほうも社会福祉協議会とあわせて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 再質問長くなって済みません、あと2点だけ質問させていただきます。

これからの取り組みについては、ご答弁いただいて、大分見えてきたのですけれども、ちなみになのですけれども、昨年度、また今年度現在まで、市にひきこもりに関して問い合わせがあった相談件数と、また社会福祉協議会さんに窓口というか、ひきこもり対策推進事業を委託するわけですけれ

ども、委託後の市のそういった問い合わせがあった場合の対応とか、その辺がどのようになるのかお伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

件数につきましてですが、こちらのほうは個人がやっぱり特定されるというおそれがありますので、件数については差し控えさせていただきたいと存じます。

そのうえで、相談窓口相談があった場合ですが、先ほどありましたように、ひきこもりの要因、あるいは背景はさまざまございますので、相談していく中で、そういった事象があった場合は、関係課と連携しながら対応していきたいと考えております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 件数だけでは、個人は特定できないような感じも受けるのですが、再度もう一度お伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 繰り返しになりますけれども、件数のほうは控えさせていただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） わかりました。そういうことであれば、引き下がります。

最後に、ひきこもり対策推進事業の設置に関して、その後の市の役割、これまたまた多分重複するのですけれども、市の役割、そしてやっぱり行政だけではちょっとどうにもできない問題だと思いますので、市民の役割として期待することがありましたら、最後お伺いします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

窓口を開設した場合、各種制度や支援からひきこもりの方や、その家族の方が取り残されないよ

うに、関係機関との調整に努める役割を担うと考えております。

また、市民の皆様におかれましては、ひきこもりサポーター養成講座への参加と啓発活動を通じて、ひきこもりへの正しい知識と取り組みへの理解を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 繰り返しになりますけれども、ひきこもりの支援体制、本当に大変難しい課題であり、行政の力では解決できない問題であると考えています。だからこそ市が旗振り役となって、真っすぐに正面から向き合い、市民を巻き込んで尽力していただきたいとお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月21日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時45分 散会